

道路管理者からのお知らせ

山林の立木や庭木の手入れは大丈夫ですか

沿道の立木が倒れたり落枝するなど、道路の交通の妨げになることがあります。また、庭木の枝葉が伸びて道路上に張り出し、信号機や道路標識の視界を遮ると、人や車の往来に支障を来たすことがあります。樹木の所有者には、次のことをお願いします。

○山林を所有している方：道路沿いなどで危険な状態にある立木の伐採や樹木の剪定をお願いします。

○垣根・庭木の所有者：定期的に枝葉の剪定をお願いします。

○電線や電話線がある箇所作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に最寄の東京電力またはN.T.T.に相談し、作業してください。

市では、福生駅東口のペデストリアンデッキを平成29年度に防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して改良工事を行います

【問合せ】道路下水道課管理グループ ☎551・1969、西多摩建設事務所管理課監察係 ☎0428・227216

下水道施設見学会参加者募集(下水道の日イベント)

市では8月7日(火)に下水道の施設見学会を開催します。子どもたちの夏休みの自由研究にもどうぞ！

【日時】8月7日(火)午前8時45分〜午後4時30分(予定)

【場所】多摩川上流水再生センター(昭島市)、ふれあい下水道館(小平市)

【対象】市内在住の小学生

【定員】先着30人

【申込み】7月31日(火)までに道路下水道課下水道グループへ電話(☎551・1968)または直接窓口(市役所第一棟3階)にお申し込みください。

東京都共同募金会のお知らせ

東京都共同募金会では、赤い羽根共同募金による地域福祉の向上を目的として、地域配分(B配分)の申請を受け付けています。

【申請額】1施設・団体10〜30万円

【対象事業】備品整備、小破修理、利用者主体の事業など(施設・団体維持のための運営費は対象外)

【提出期限】8月31日(金)必着※詳しくは東京都共同募金会ホームページをご覧ください。

【問合せ】東京都共同募金会事業部配分担当 ☎03・52923183、FAX 03・52923189、メール haibun@tokyo-akaihane.or.jp

原子爆弾被爆者見舞金

原子爆弾により被爆された方に1万円(年間)を支給します。7月18日(水)までに申請してください。

【対象】被爆者健康手帳を

お持ちの方で、7月1日現在市内に住民登録のある方

【申請に必要なもの】①被爆者健康手帳 ②印鑑 ③見舞金振込希望先の口座番号等がわかるもの

【支給日】8月中旬に指定の口座に振り込みます。

【問合せ】障害福祉課 ☎551・1742

介護予防リーダー養成講座受講者募集

この講座では、介護予防に欠かせない知識、運動のスキル、集いの場運営のノウハウを学びます。

講座で得た知識や技術を、地域での介護予防活動に活かしてみませんか。

【日時】9月3日(月)〜12月10日(月)の毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は休み)と1月21日(月)、2月18日(月)、3月18日(月)(全15回) 午前10時〜正午

【場所】もくせい会館

【対象】市内在住の20歳以上の方で、医師からの運動制限がない方。講座に8割以上出席でき、受講後地域などで介護予防の活動をしていこうと思っている方

【定員】先着20人

【持ち物】筆記用具、飲み物、タオル・運動しやすい服装と靴

【申込み】7月2日(月)から事前に電話で申込みのうえ、印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課地域包括支援センター係(☎551・

541)へ。

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へも申込みが可能です。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529、羽村市市民相談係 ☎555・1111(内線541)へ。

「受験生チャレンジ支援貸付事業」のご案内

一定所得以下の世帯を対象に、子どもの学習塾等の費用や受験費用について貸付を行うことで、子どもの進学を支援します。貸付は無利子で、子どもが高校・大学に入学し、手続きをすることにより返済が免除になります。

Table with 3 columns: 貸付内容, 対象, 貸付限度額. Rows include 学習塾等受講料貸付金, 受験料貸付金, and 高校・大学等.

【対象】①世帯の生計中心者(20歳以上)であること ②世帯収入の総収入金額または総所得金額が一定基準以下であること※下表参照

Table with 5 columns: 世帯人数, 2人, 3人, 4人, 5人. Rows include 一般世帯, ひとり親世帯.

③預貯金等資産の保有額が600万円以下であること ④土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる場所の土地、建物は除く) ⑤都内に引き続き1年以上在住し、住民登録をしていること ⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと※ほかにも条件があります。相談窓口でご確認ください。【最終申込期限】平成31年2月中旬まで。なお、相談は平成31年1月上旬までをお願いします。【問合せ】社会福祉協議会生活支援係 ☎510・0904

障害福祉サービス等

市では、障害福祉サービス等を次のとおり行っていますので、必要に応じてご相談ください(問合せの記載がない事業等は障害福祉課 ☎551・1742へ)。 ◆相談支援 ・計画相談支援/障害児相談支援 【対象】自立支援または障害児通所支援の利用者 ◆地域相談支援 ・地域移行支援/地域定着支援 【対象】精神科病院や障害者支援施設を利用する18歳以上の方等 ◆自立支援 ・居宅介護/重度訪問介護/行動援護/同行援護/重度障害者等包括支援/短期入所(ショートステイ)/療養介護/生活介護/施設入所支援/自立訓練/宿泊型自立訓練/就労移行支援/就労継続支援/就労定着支援/共同生活援助/自立生活援助/補装具費の支給 【対象】障害者手帳所持者等 ◆障害児通所支援 ・児童発達支援/医療型児童発達支援/居宅訪問型児童発達支援/放課後等デイサービス/保育所等訪問支援 【対象】18歳未満の障害児等 ◆地域生活支援等 ・相談支援/意思疎通支援/移動支援/地域活動支援センター/日中一時支援/重度身体障害者(児)訪問入浴サービス/重度身体障害者入浴サービス/日常生活用具給付/点字図書給付/住宅設備改善費給付/おむつ等助成/寝具乾燥 【対象】障害者手帳所持者等

原子爆弾被爆者援護

◆原子爆弾被爆者援護 ・居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等 【対象】被爆者および被爆者の子 ◆指定収集袋(ごみ袋)・粗大ごみの減免 【対象】身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(1・2度)または精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者で市民税非課税世帯の方 【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎551・1731 ◆下水道使用料減免 【対象】身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(1・2度)または精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者で市民税非課税世帯の方 【問合せ】道路下水道課下水道グループ ☎551・1968 ◆声の「広報ふっさ」 【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529、FAX 530・2015 ◆声の「市議会だより」 【問合せ】議会事務局庶務係 ☎551・1523 ◆声の「教育広報」 【問合せ】教育総務課教育総務係 ☎551・1930 ◆声の「あなたとわたし」 【問合せ】協働推進課 ☎551・1590 ◆外出が困難な方への図書の宅配およびご自身で本を読むことが困難な方への対面音読 【問合せ】中央図書館 ☎553・3111 ◆障害児の就学相談 【問合せ】教育支援課個別支援教育係 ☎551・7700

障害者への交通支援

市では、障害者の日常生活の利便、生活圏の拡大、社会参加の促進等を図るために、次の助成等を行っています。 ◆タクシー費用助成・自動車ガソリン費用助成 【対象】身体障害者手帳2級以上(内部、下肢、体幹機能障害は3級以上)、愛の手帳2度以上、進行性筋萎縮症または脳性マヒの方(支給限度内で併給も可)※施設入所者は除く。 ◆自動車改造費助成 ・就労などのために自動車を改造する場合に費用の一部を助成 【対象】18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかる障害が1級・2級の重度身体障害者の方 ◆自動車運転教習費助成 ・運転免許取得に必要な経費の一部を助成 【対象】免許取得時に引き続き3か月以上市内に住所を有する方であって、免許取得後6か月以内の方で、身体障害者手帳3級以上(内部障害は4級以上、下肢または体幹障害は5級以上で歩行困難)または愛の手帳4度以上の方 ◆自転車等駐車場使用料免除 【対象】身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者 【問合せ】施設公園課施設公園グループ ☎551・1985 ◆その他 ・都営交通の無料乗車券、民営バス、民営鉄道、航空運賃、有料道路通行料金の割引などがあります。

【ハローワーク青梅・出張就職相談】ハローワークで扱う求人の検索や、職員による職業相談・職業紹介を行っています。※予約不要【日時】7月18日(水)午後1時30分〜4時30分【場所】もくせい会館2階202会議室【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699